保護者　様

学校感染症報告書提出のお願い

福井県立勝山高等学校

「学校において予防すべき感染症」に罹患した場合、学校保健安全法に基づき、校内での蔓延を防止するために、出席停止の措置をとることになっております。該当する感染症の診断を受けた場合は、医師の指示に従い、登校の許可が出るまでは自宅で十分に療養してください。

学校で感染症の状況を適切に把握するため、報告書の提出にご協力ください。以下、必要事項を保護者の方がご記入のうえ、登校再開後速やかに担任または保健室に提出してください。

＜学校において予防すべき感染症と出席停止期間＞

	感染症名	出席停止の期間
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、中東呼吸器症候群、鳥インフルエンザ	治癒するまで
第二種	インフルエンザ（鳥インフルエンザや新型インフルエンザを除く）	発症した後５日を経過し、かつ解熱した後２日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまでまたは５日間の適正な抗菌薬療法が終了するまで
	麻しん（はしか）	解熱したあと３日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふく）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後５日を経過し、かつ全身症状が良好になるまで
	風しん（３日ばしか）	発しんが消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	すべての発しんが痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消失した後２日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症（病原体が…（以下略））	発症した後５日を経過し、かつ、症状が軽快した後１日を経過するまで
	結核、髄膜炎菌性髄膜炎	病状により医師が感染の恐れがないと認めるまで
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎	

学校感染症報告書

○　生徒氏名　　年　　組

○　感染症名

○　発症日　　令和　　年　　月　　日　（体温：　　℃）

○　出席停止期間　　令和　　年　　月　　日　～　令和　　年　　月　　日

＊出席停止等の変更が生じた場合には、速やかに学校に連絡してください。

○　医療機関名

○　最初の受診日　　令和　　年　　月　　日

上記のとおり、報告します。

令和　　年　　月　　日　　保護者氏名